

## 一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 10 番 氏名 沖田真治

答弁を求める者 (市長) 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長  
(○をつける) 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

## 発言項目及び要旨

## 1. 浜田ゴルフリンクスにおける大規模太陽光発電事業計画と行政判断について

再生可能エネルギーの推進は重要である。しかし、その推進は立地条件、事業規模、法令整理、地域への影響を十分に検証した上で行われるべきであり、行政の判断が曖昧なまま進められる大規模開発は容認されるものではない。本計画は、残置森林機能を前提に長年運用されてきたゴルフ場という特殊な土地に、約 40 ヘクタール、66,720 枚という極めて大規模な太陽光発電施設を設置するものであり、残地森林に関する誓約、治水機能、後野町において顕在化している被害状況 農業・漁業者への影響、さらには本市におけるルール不在など多くの課題があると思い以下の通り質問する。

## (1) 環境影響評価の進捗と今後の対応について

- ① 本計画について現時点でどの段階にあると認識しているのかを伺う。
- ② (仮称)浜田市太陽光発電所に係る計画段階環境配慮書に対する島根県知事意見をどのように捉えているのか伺う。

## (2) 残置森林等の管理に関する誓約と目的外使用の可否について

平成 6 年 3 月 29 日付でオリックス浜田開発株式会社から浜田市に提出された「残置森林等の管理に関する誓約書」には

- ・ 残置森林等は他の目的には転用しない。
- ・ 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行う。
- ・ 残置森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に継承する。と明記されている。

- ① 「残置森林等の管理に関する誓約書」は現在も保有する行政資料であり、上記にある内容は現在でも有効であるという認識なのかを伺う。

- ② 太陽光発電所計画は他の目的の転用に該当するものであると思うが、この誓約において問題は無いという認識なのか伺う。
- ③ 太陽光発電所計画は地域森林計画が定める森林の有する公益機能の維持を果たすものとの認識なのか伺う。
- ④ 太陽光発電所計画における環境影響評価において誓約書の内容は、どのように考慮されるのかを伺う。

(3) 水害リスクと既存の太陽光発電事業での実被害を踏まえた考え方について

- ① 令和3年8月9日に浜田市後野町において約 4.2 ヘクタール、約4700枚規模の太陽光発電施設から大量の雨水が周辺の道路や農地流れ込む被害が発生している。また、令和4年6月24日には道路への土砂流出による被害が出ている。これらの実情は、どのような形で「(仮称)浜田太陽光発電所計画段階環境配慮書に対する意見について」に反映されたのかを伺う。
- ② 本計画地である浜田ゴルフリンクスは残地森林機能とゴルフ場利用により雨水の地下浸透が確保され、久代川、天神川流域において大きな水害が発生してこなかった実績がある。この場所に地下浸透を著しく低下させる太陽光発電パネルを約 40 ヘクタール、約 66,720 枚設置することは、後野町における規模をはるかに超える規模の計画である。市として浜田ゴルフリンクスにおける計画に対しての洪水、土砂崩れのリスクを、どのように考えているのか伺う。

(4) 漁業者との協定と開発行為に伴う影響と補償について

- ① 浜田市と江津市の漁業協同組合等と当時のゴルフ場経営者の間には農薬使用や開発行為に伴う泥水流出等に関する協定書が存在する。本計画により土地利用が大きく変更された場合、当該協定の趣旨や補償はどうなるのか、浜田市の認識を伺う。
- ② 現時点で漁業者への説明や協議がなされた様子がない。農業者に対しても同様に説明や協議が開かれた様子がない現状について、市としてどのように捉えているのか伺う。

(5) 既存の課題を踏まえた行政判断の妥当性について

- ① 本事業は、「カーボンニュートラル推進」、「再生可能エネルギーの導入及び地球温暖化対策に資することが期待される」と「(仮称)浜田太陽光発電所計画段階環境配慮書に対する意見について」に記されているが、「後野町での洪水、土砂被害」「残置森林機能の低下による災害リスクの増大、農業、漁業者への影響及び、開発行為に伴う土砂等の流出への責任の所在などが曖昧であること」「当該地区住民を中心とした周辺地区住民の計画への反対」という現状を踏まえても本市として太陽光発電所計画を推進するという立場であるのであれば、その判断は妥当とは言い難いと思うが、市としての考えを伺う。